

令和4年度決算

健全化判断比率等の状況



令和5年8月

能美市総務部財政課

目 次

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

（１）「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行	1
（２）法律の目的	1
（３）各比率の公表等	1

2 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分

（１）健全段階	1
（２）早期健全化段階	1
（３）財政再生段階	2
（４）公営企業の経営健全化段階	2

3 能美市の健全化判断比率及び資金不足比率

（１）健全化判断比率（４指標）	2
（２）資金不足比率	2
（３）令和４年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率	3

4 能美市における各会計区分

5 能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法

（１）健全化判断比率（４指標）	5
（２）資金不足比率	8

6 用語解説

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

（１）「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）が平成19年6月に公布され、新たな地方財政の再生制度が法制化されました。

従来の再建法制では普通会計の収支のみが対象となっており、いきなりレッドカードが出て再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の２段階で財政悪化をチェックするとともに、多角的な視点から財政状況を捉えることとされました。

（２）法律の目的

法律の目的は、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することで住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームの構築であり、行財政上の必要な措置を講ずることにより、財政の健全性に資することを目的とするものです。

（３）各比率の公表等

市長は健全化判断比率（４指標）及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会へ報告し、かつ公表することとされています。また、公表した各比率は速やかに県知事に報告しなければならないとされ、当該報告を受けた県知事は速やかに総務大臣に報告しなければならないと規定されています。

2 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分

地方公共団体の財政状況は健全化判断比率に応じ、以下の（１）～（３）の３段階に、水道事業会計等の公営企業会計については、資金不足比率に応じ、以下の（４）の２段階に区分されます。

（１）健全段階

健全段階では比率の整備と情報開示の徹底が求められ、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表を行うこととなります。能美市の令和４年度決算に基づく健全化判断比率はこの健全段階となります。

（２）早期健全化段階

早期健全化段階では自主的な改善努力により財政健全化を図るもので、健全化判断比率のうちいずれかの数値が早期健全化基準数値以上の場合には、財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行うこととなります。財政の早期健全化が著しく困難な場合は総務大臣又は知事から必要な勧告が行われることとなります。

（３）財政再生段階

財政再生段階では、国等の関与により確実な再生が行われます。再生判断比率のいずれかの数値（健全化判断比率のうち将来負担比率を除く比率）が、財政再生基準以上の場合、財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、地方債発行の制限、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等が総務大臣から勧告されます。

（４）公営企業の経営健全化段階

公営企業ごとに資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を定めるなど、（２）の早期健全化段階に準じた取扱いとなります。

３ 能美市の健全化判断比率及び資金不足比率

（１）健全化判断比率（４指標）

（単位：％）

比率名	能美市	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
①実質赤字比率	—	12.83以上	20.00以上
②連結実質赤字比率	—	17.83以上	30.00以上
③実質公債費比率	3.6	25.0以上	35.0以上
④将来負担比率	—	350.0以上	

※「—」は、赤字でないことを示します。

（２）資金不足比率

（単位：％）

会計名	能美市	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0 以上
工業用水道事業会計	—	20.0 以上
下水道事業会計	—	20.0 以上
市立病院事業会計	—	20.0 以上
温泉事業特別会計	—	20.0 以上

※「—」は、資金に不足がないことを示します。

(単位：千円)

(3) 令和 4 年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率				健全化判断比率		早期健全化基準		財政再生基準		実質公債費比率			
				実質赤字比率		能表市				区		分	
				実質赤字比率 (%)		-		20.0		(A)		令和 2 年度	
				連結実質赤字比率 (%)		-		30.0		(A)		令和 3 年度	
				実質公債費比率 (%)		3.6		35.0		(B)		0	
				将来負担比率 (%)		-		350.0		(C)		741,518	
石 川 県 能 美 市				実質赤字比率						(D)		89	
				(A)				25,816,013		(A)		2,122,831	
				(B)				24,849,463		(B)		0	
				(A)-(B)				966,550		(C)		0	
				(D)				405,656		(D)		67	
				(E)-(D)				560,894		(E)		2,379,657	
				(F)				14,316,114		(F)		302,582	
				(E)/(F)*100				-		(H)		2,398,318	
				実質赤字比率						(I)		11,781,076	
				* 黒字の場合は、「- (ハイフン)」で表示し、黒字の数値を参考として下段に () 書きで表示				(3.91)		(L)		2,47174	
				連結実質赤字比率						(L)/3		4,50221	
				実質公債費比率 (3か年平均)				3.6					
				将来負担比率									
				(A)				31,989,295		(A)			
				(B)				460,518		(B)			
				(C)				8,203,060		(C)			
				(D)				0		(D)			
				(E)				2,215,405		(E)			
				(F)				0		(F)			
				(G)				0		(G)			
				(H)				0		(H)			
				(I)				6,439,334		(I)			
				(J)				6,360,373		(J)			
				(K)				30,348,439		(K)			
				(L)				-279,868		(L)			
				(M)				14,316,114		(M)			
				(N)				2,398,318		(N)			
				(O)				11,917,796		(O)			
				(P)				-		(P)			
				(Q)				(2.3)		(Q)			

※早期健全化基準及び財政再生基準は、令和 4 年度決算の基準です。

4 能美市における各会計区分

能美市の全会計	一般会計等 (一般会計のみ)			① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率	
	公営事業会計	国民健康保険特別会計		資金不足比率				
		後期高齢者医療特別会計						
		介護保険特別会計						
		公営企業会計	法適用					水道事業会計
								工業用水道事業会計
								下水道事業会計
								市立病院事業会計
			法非適用					温泉事業特別会計
		関係団体等	一部事務組合・広域連合					石川県後期高齢者医療広域連合
南加賀広域圏事務組合								
能美介護認定事務組合								
手取川流域環境衛生事業組合								
手取郷広域事務組合								
手取川水防事務組合								
石川縣市町村消防団員等公務災害補償組合								
石川縣市町村職員退職手当組合								
三セク等	能美市土地開発公社							
	公益財団法人能美市ふるさと振興公社							

5 能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法

(1) 健全化判断比率（4 指標）

① 実質赤字比率

この指標は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、数値が大きいほど、財政が厳しい状態であることを表します。

能美市の令和4年度決算に基づく「実質赤字比率」は、実質収支が黒字であるため、「－」で表示しています。

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率

この指標は、一般会計等と公営事業会計のすべての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合です。

能美市の令和4年度決算に基づく「連結実質赤字比率」は、一般会計等の実質収支が黒字であること及びその他の会計においても資金不足が生じていないため、「－」で表示しています。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

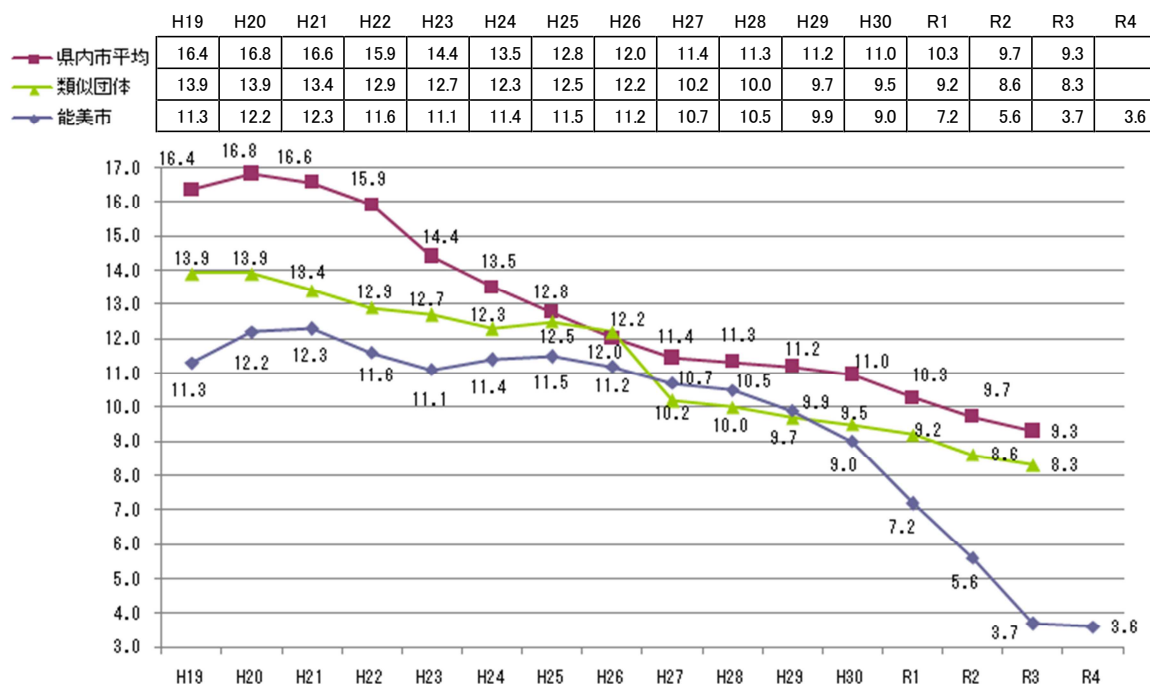
③ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の程度を示します。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。

能美市の令和4年度決算に基づく数値は3.6%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っています。これまで借入においては、交付税算入率の高い地方債を優先して発行するよう努めてきたことによるものです。

なお、比率については、前年度と比較し、分子は元利償還金及び準元利償還金の増により増加し、分母は標準財政規模の減により減少したことで単年度の比率は上昇しました。しかし、3か年平均の比較では、分子では元利償還金及び準元利償還金が減少する一方、基準財政需要額に算入される額も減少したことにより横ばいの状況となり、分母では市税や地方消費税交付金の増により標準財政規模が増加したことで0.1%改善しました。

実質公債費比率の推移



【算定方法】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \text{の3か年平均}$$

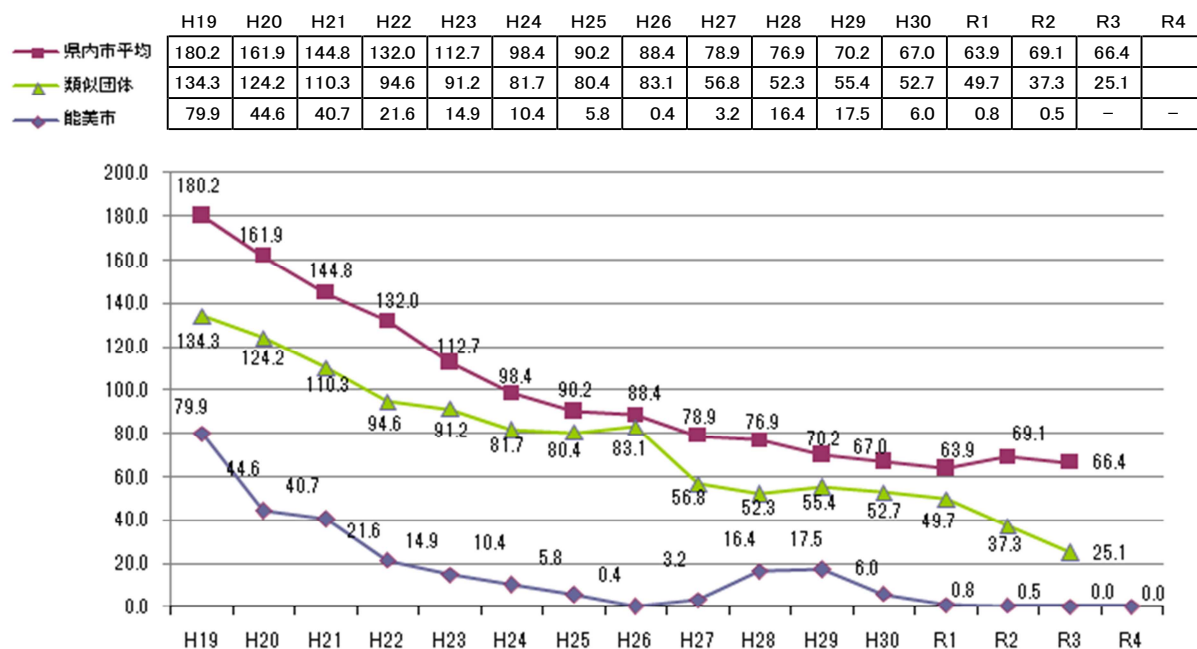
④ 将来負担比率

借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示します。数値が高いほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

能美市の令和4年度決算に基づく数値は昨年度に引き続きマイナスとなったことから、「－」で表示しています。これは、能美市においては地方債残高に算入される普通交付税の割合が高いことや、償還等への充当可能基金が、約64億円積立てられていることによるものです。

前年度との比較では、公営企業会計（水道事業、下水道事業）における地方債現在高が減少したことが、引き続き将来負担比率がマイナスとなった要因として挙げられます。

将来負担比率の推移



【算定方法】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（２） 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので、一般会計等の実質赤字額に相当するものです。数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。

能美市の各公営企業会計においては、資金の不足が生じていないため、「－」で表示しています。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

6 用語解説

○ 一般会計等

実質赤字比率の対象となる会計で、能美市では一般会計のみが該当

○ 公営企業会計

地方公共団体が経営する企業の会計のことで、主に事業による収益により行政サービスの提供を行うもの。地方公営企業法の適用の有無により、法適用企業と法非適用企業に区分

○ 実質赤字額

繰上充用額と支払繰延額と事業繰越額の合計額

- ・ 繰上充用額とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額とは、実質歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額とは、実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常一般財源の規模を示すもの

○ 元利償還金

借入金の返済額及びその利子

○ 準元利償還金

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還に準ずるとみなされるもの

○ 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が1年間に標準的な行政を行うのに必要とされる経費

○ 充当可能基金

地方債の償還等に充てることができる基金のうち、現金・預金・国債等で保管しているものの合計額（貸付金・不動産等は含まず）

○ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○ 資金の不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算出した額

○ 事業の規模

料金収入など、主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの

令和 4 年度決算 健全化判断比率等の状況

令和 5 年 8 月発行

能美市総務部財政課

〒923-1297 石川県能美市来丸町 1110 番地

TEL 0761-58-2203 FAX 0761-58-2290